

ちいきを つなぐ

みやぎボランティア総合センターからボランティア活動や防災活動、福祉教育などさまざまな情報を発信します

NPO法人イコールネット仙台 男女共同参画からみる 防災・災害への取り組み

災害時、避難所では仕切りや更衣室の必要性、高齢者や障害者ら災害弱者への配慮など、女性の視点を活かした避難所運営が求められます。
女性の防災リーダー養成講座を通し、地域防災に取り組んでいるNPO法人イコールネット仙台の活動を紹介します。

災害弱者の立場で 避難所運営

NPO法人イコールネット仙台は8月8日、仙台市宮城野区で「みんなの避難所をつくらう」と題したワークショップを開催。地区の中高生や住民60人が参加し、東日本大震災当時の状況を振り返り、高齢者、子ども、妊婦、外国人などが避難所で生活する上での不安やその解決策について話し合いました。グループごとに避難所内の配置図を作り、足腰の弱い高齢者はトイレの近くに、女性には授乳や着替えのできる個室を設けるなど、災害弱者や女性の視点での避難所運営について意見が交わ



▲地域の方をどう支えるのか考えるきっかけとなりました

地域防災を担う人材育成

代表の宗片さんは、「震災時、女性を含めた災害弱者の中には、避難所へ行きたくても行けない人がいました。またプライバシーが守られる場所が欲しい

と訴える女性もいました。震災の教訓や、このような声を大切に、災害時に活躍できる女性リーダーを養成することで、地域防災につなげていきたい」と話されていました。今後は、青葉区の八幡地区でもワークショップの実施を予定しています。これからも講座ごとに専門家を招き、震災後に急増したDVや児童虐待、災害弱者である障害者の特性などを知る「女性のための地域防災リーダー養成講座」を計画し、地域防災を担う人材育成にも力を入れていきます。

安心・安全の暮らしへ

宮城県社協では、このような避難所運営からの気づきや経験を活かした取り組みが各地域に広がり、きめ細やかな支援ができる女性の防災リーダーが増えることを期待しています。そして、このような方々が災害時だけでなく平時においても活動を広げていくことが、住民一人一人の安心・安全な暮らしにつながるのではないのでしょうか。

宮城いきいき シニア だより

県内にお住まいの
元気シニアを紹介
します！

ボランティアグループ 「ミラクル手品」

7期生 渡邊 照男 (84歳)

「ミラクル手品」は、涌谷町社会福祉協議会のボランティアグループに所属しています。

いきいき学園石巻校在学中時、学園生の中に手品をしている人がいたことが手品を始めたと思ったきっかけでした。そんな時、涌谷町社協で手品の講座を開くということを知り、受講することにしました。その後、講座を修了した人たちが、平成20年11月に「ミラクル手品」を結成し、以後ボランティアとして活動を展開しています。

50代から80代の12人ほどが会員として活動しています。これまで、石巻市や東松島市、大崎市、美里町、女川町などの幼稚



園・児童館・保育所・小学校・地域の集まりなどで、40回ほどの実演をしてきました。手品を披露しながら、笑い話ができるようになるまでは、経験を積むことが必要です。私ははじめの挨拶と一番目の実演を引き受けています。また、会員の技量に格差が生じないように、涌谷町社協の会議室の一角を借りて毎月2回の練習に励んでいます。

最初は実演の依頼に尻込みをする人もいましたが、この頃は進んで参加するようになってきました。手品を見たお客様が、現象の不思議さに感動し、喜んでくれることを願っています。ステージに立っています。会場で、皆さんに拍手をいただくことが、とても嬉しく励みになっています。この活動が会員全員の生きがいと誇りにつながっていると実感する日々です。

相談

入所者同士のトラブルでの施設側の責任について

【相談】
認知症である入所者の花子さんが、同施設の太郎さんに暴力を振るって怪我をさせてしまいました。このような場合、法律上、どのような判断が示されるのでしょうか。

【回答】
認知症の花子さんと太郎さんがけんかをして太郎さんが負傷した場合の治療費は、原則として加害者に責任があり、負担が生じます。しかし、過去に口げんかなどが何度かあったとすれば、施設側は予見できたと判断され、怪我の発生を回避することができたとして、責任を問われることもあります。突発的な事件として、予見不可能と判断されれば施設側の責任とはなりません。

法的な責任がどうなるのかということも大事ですが、施設として、まず入所者の方々に、この施設で過ごして良かったと思ってくれたらいいと思います。そのために、指導日誌や業務報告などを作成し、職員の方々が情

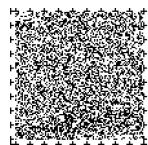
総合相談センターから社会福祉施設経営相談の相談事例をご紹介します。

報を共有して、事故を予防する、再発を防ぐことが大切です。そして、このような日常の積み重ねがあれば、おのずと責任の有無を明らかにできる資料も揃い、施設の落ち度が問題となることもないと考えられます。

○社会福祉事業の経営相談に応じます
相談は、土日祝祭日を除く9時から16時まで、主に電話・FAXで受け付けています。当センターの職員のほか、専門相談員として、弁護士(法律・公認会計士(会計)・社会保険労務士(労務)などが対応します。専門相談員への相談は事前予約制で、相談日時は、センターで調整しますのでご連絡ください。当センターから弁護士を派遣して相談に応じることもできます。相談は無料です。

※詳細は本会ホームページを検索、または当センターへお問い合わせください。

総合相談センター
TEL 022(290)1210
FAX 022(715)8507



中小企業の強い味方

ジョブ・カード制度

企業と求職者とのマッチングを促進!

ジョブ・カード

求職者の職業能力を証明する4種類のシート(①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート)です。履歴書などにはない求職者に関する詳細な情報が記載されているので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業能力やレベルなどを客観的に評価できます。

若者チャレンジ訓練

35歳未満の非正規雇用の方を自社の正社員として雇用することを前提に、自社内でのOJT(実習)とOff-JT(座学)を効果的に組み合わせた3カ月以上2年以内の職業訓練です。一定の要件を満たす場合は、下記の若者チャレンジ奨励金(訓練奨励金と正社員雇用奨励金)が支給されます。その他には、有期実習型訓練(3カ月以上6カ月以内)と実践型人材養成システム(6カ月以上2年以内)という職業訓練があります。

訓練奨励金

職業訓練の終了後、訓練生1人1カ月当たり15万円

正社員雇用奨励金

職業訓練の終了後、訓練生を正社員として雇用した場合は、1人当たり100万円(1年経過時に50万円、2年経過時に50万円)

【注】上記の2つの奨励金は、平成26年3月31日までの期限措置です。ただし、支給額が国の予算額に達する見込みになった時点で、支給申請の受付が中止される場合がありますので、予めご了承ください。

全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターでは、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

宮城県地域ジョブ・カードセンター
〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所2階
TEL:022-212-4777 FAX:022-211-0720

厚生労働省

日本商工会議所(ジョブ・カード事業)
URL <http://www.jc-center.jp/>
厚生労働省
URL <http://www.mhlw.go.jp>